

業務仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察学校 2 標的装置保守点検業務について適用する。

2 業務名

三重県警察学校 2 標的装置保守点検業務

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

三重県津市（詳細は別途指示）

5 点検の内容

別紙「標的装置保守点検整備事項」のとおり。

6 点検時の留意事項

- (1) あらかじめ担当者に実施日等の通知を行い、その立会い又は指示を受けて作業を実施すること。
- (2) 業務中は火気厳禁とし、事故のないように十分注意すること。
- (3) パッキン、表示灯、操作制御盤の電球等の消耗品は、受託者の負担とする。
- (4) 標的回転装置等可動部分には、油、埃等の汚れを除去し、注油を行うこと。
- (5) 取付金具等の状況を確認し、増し締めを行うこと。
- (6) 点検で発見された不良箇所で機能及び性能に支障をきたす部品は、双方協議の上、改修を実施する。

7 業務報告及び検査

業務完了後速やかに、完了報告書、写真等の必要書類を提出し、委託者の検査を受けること。

8 代金の請求及び支払い

- (1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。
- (2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を支払うものとする。

9 損害賠償

作業の実施に当たって、構内の建物、工作物、備品その他に損害を与えたときは、直ちに報告するとともに、これを賠償すること。

10 その他

本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。

別紙

標的装置保守点検整備事項

点検区分	点検部位	数量	点 檢 内 容
標的部	標的装置本体	18的	<ul style="list-style-type: none"> ・標的の外観点検及び清掃 ・連結桿の継ぎ手部分の点検、調整及び清掃 ・標的駆動装置の点検及び調整
駆動部	駆動装置	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機ブレーキの点検及び調整 ・ウォーム減速機の点検及び調整 ・各給油箇所の点検及び注油
	制御部	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・制御ケーブル接続端子部の点検 ・電磁開閉器の点検及び表示灯の点検
操作盤 (簡易操作盤及びリモコン)	操作盤	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・操作スイッチの動作機能及びランプ点検 ・各種目選択による時間及び動作回数点検 ・リセット及び停止動作の点検
	制御部	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・制御部動作及び表示灯点検 (電源シーケンサー内の異常及び標的の異常) ・シーケンサー内のプログラム点検
種目表示器	表示部	2台	<ul style="list-style-type: none"> ・種目表示の点検 ・表示板の回転動作の点検及び注油 ・内部照明の点検
総合動作	各部	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・機器仕様に基づく機能及び性能の確認

別紙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約の解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。